

ヘルパーステーション サンシャインビラ 運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人福陽会が開設するヘルパーステーション サンシャインビラ（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護及び指定介護予防・日常生活支援総合事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態又は介護予防にあつては要支援状態にある利用者に対し、適正な指定訪問介護及び指定介護予防・日常生活支援総合事業を提供することを目的とする。

（指定訪問介護の運営の方針）

第2条

- 1 指定訪問介護の基本方針として、訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
- 2 事業の実施にあつては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（指定介護予防・日常生活支援総合事業の運営の方針）

第3条

- 1 指定介護予防・日常生活支援総合事業の基本方針として、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。
- 2 指定介護予防・日常生活支援総合事業の実施手順に関する具体的方針として、サービス提供の開始に当たり、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握（モニタリング）をし、モニタリング結果を指定介護予防支援事業者へ報告することとする。
- 3 指定介護予防・日常生活支援総合事業の提供にあつては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービスに努めるものとする。

（事業所の名称等）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名 称 ヘルパーステーション サンシャインビラ

② 所在地 住所 東京都福生市熊川 1 4 9 4 - 3 上福ビル 2 階

(職員の職種、員数及び職務内容)

第 5 条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1 管理者 1 名

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規程を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

2 サービス提供責任者

サービス提供責任者は、次に掲げる事項を行う。

- ① 訪問介護計画(指定介護予防・日常生活支援総合事業計画)の作成・変更等を行い、利用の申し込みに係る調整をする。
- ② 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者等との連携に関すること。
- ③ 訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握する。
- ④ 訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施する。

※人数については別紙参照

3 訪問介護員等

訪問介護員等は、指定訪問介護の提供にあたる。

※人数については別紙参照

4 事務職員 1 名 (非常勤職員)

事務職員は、事業の実施に当たって必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第 6 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1 営業日 月曜日から日曜日(年中無休)

2 営業時間 9時から18時までとする。

3 サービス提供時間 24時間

4 電話等により、常時連絡が可能な体制とする。

(事業の内容及び利用料等)

第 7 条

1 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- ① 身体介護
- ② 生活援助

2 指定介護予防・日常生活支援総合事業の内容は次のとおりとし、その提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- ① 介護予防訪問介護相当サービス費（Ⅰ）・・・週に1回程度
- ② 介護予防訪問介護相当サービス費（Ⅱ）・・・週に2回程度
- ③ 介護予防訪問介護相当サービス費（Ⅲ）・・・週に2回を超えた場合

（緊急時等における対応方法）

第8条 訪問介護員等は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、福生市、羽村市、昭島市、あきる野市、立川市

（人権の擁護及び虐待の防止のための措置）

第10条

1 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について訪問介護員等に周知徹底を図る。
- (3) 虐待防止のための指針の整備
- (4) 成年後見制度の利用支援
- (5) 虐待の防止を啓発・普及するための訪問介護員等に対する定期的な研修の実施

2 訪問介護員等は、利用者に対し、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等の虐待を行ってはならない。

- (1) 殴る、蹴る等直接利用者の身体に侵害を与える行為。
- (2) 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為
- (3) 廊下に出したり、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること。
- (4) 強引に引きずるようにして連れて行く行為。
- (5) 食事を与えないこと。
- (6) 利用者の健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。
- (7) 乱暴な言葉使いや利用者をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。
- (8) サービス利用を中止させる旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること。
- (9) 性的な嫌がらせをすること。

(10) 当該利用者を見捨てること。

(感染症対策)

第11条 事業所において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を策定し、対策委員会にて随意見直すこと。
- (2) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策委員会を原則毎月1回開催するとともに、その結果について訪問介護員等に周知徹底を図る。
- (3) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための訪問介護員等に対する定期的な研修及び訓練の実施
- (4) その他関係通知の遵守、徹底

(業務継続計画の策定等)

第12条

- 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(秘密の保持)

第13条

- 1 事業者は、業務上知り得た契約者、利用者並びにその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、利用者又は第三者の生命・身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める文書（情報提供同意書）により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、契約中及び契約終了後においても第三者に対して秘匿します。
- 2 訪問介護員等は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持しなければならない。また、訪問介護員等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

(その他運営についての重要事項)

第14条

- 1 事業所は、全ての訪問介護員等（登録型の訪問介護員等を含む。以下同じ。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講

じるものとする。また、訪問介護員等の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

- ① 採用時研修 採用後1カ月以内
 - ② 継続研修 年12回
 - ③ 新人研修 採用後3ヶ月間
- 2 事業所は、全ての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的を実施する。
 - 3 この規約に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人福陽会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規程は、平成15年5月1日から施行する。

平成17年	2月16日	一部改正
平成17年	9月1日	一部改正
平成18年	2月16日	一部改正
平成18年	4月1日	一部改正
平成18年	7月1日	一部改正
平成19年	1月1日	一部改正
平成20年	5月13日	一部改正
平成22年	5月1日	一部改正
平成22年	6月1日	一部改正
平成22年	7月16日	一部改正
平成23年	6月16日	一部改正
平成23年	7月1日	一部改正
平成23年	8月16日	一部改正
平成24年	4月1日	一部改正
平成25年	4月1日	一部改正
平成27年	7月1日	一部改正
平成27年	8月1日	一部改正
平成30年	4月1日	一部改正
平成30年	8月16日	一部改正
令和元年	7月30日	一部改正
令和2年	5月1日	一部改正
令和6年	1月15日	一部改正

【別紙】

(職員の職種、員数及び職務内容)

- 第5条 2 サービス提供責任者 4名(常勤、うち1名管理者兼務、介護福祉士)
 3 訪問介護員等 常勤の10名うちの4名はサービス提供責任者(うち1名管理者兼務)と兼務

	常勤	非常勤
介護福祉士	11名	9名
1級課程修了者	0名	0名
実務者研修	0名	3名
2級課程修了者	0名	13
初任者研修	0名	3名

基本料金

		単位数	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
身体介護	20分未満	167	1786円	178円	357円	535円
	20分以上30分未満	250	2675円	267円	535円	802円
	30分以上1時間未満	396	4237円	423円	847円	1271円
	1時間以上	579	6195円	619円	1239円	1858円
	1時間を超えて30分を増す毎に	+84	898円	89円	179円	269円
生活援助	20分以上45分未満	183	1906円	190円	381円	571円
生活援助	45分以上	225	2407円	240円	481円	722円
通院等乗降 介助	1回につき	99	1059円	105円	211円	317円
身体介護に 引き続き 生活援助	20分以上	67	716円	71円	143円	214円
	45分以上	134	1433円	143円	286円	429円
	70分以上	201	2150円	215円	430円	645円

※初回加算 2,084円(月)

※基本料金に対して早朝(午前6時~午前8時)・夜間(午後6時~午後10時)帯は25%増し、深夜(午後10時~午前6時)は50%増しとする。

※上表の料金設定の基本となる時間は、利用者の居宅サービス計画(ケアプラン)に定められた安の時間を基準とする。

※2人で訪問した場合は、2人分の料金とする。

※特定事業所加算Ⅱとして10%加算

※介護職員処遇改善加算Ⅰ 13.7%、介護職員特定処遇改善加算Ⅰ 6.3%、介護職員等ベースアップ等支援加算 2.4%加算

※緊急時訪問介護加算 1割負担（104 円/月）、2割負担（208 円/月）、3割負担（313 円/月）、
10割負担（1042 円/月）